

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年10月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300059 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 10 月 2 日から同年 10 月 18 日まで

私は、請求期間において、A社を派遣元として、B社を派遣先として勤務していた。当該期間において、社会保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったが、派遣元で社会保険に加入すべきであったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、本来法人契約であるところ、個人契約により、A社を派遣元事業所として、派遣先事業所であるB社において勤務しており、派遣元事業所で社会保険に加入させることが義務であった旨主張している。

しかしながら、請求者及びA社の合併先であるC社の事業主から提出された、A社が受託した業務を請求者に委託するにあたり締結した契約に係る業務委託契約書（令和元年9月27日締結）の写しには、A社及び請求者はそれぞれ独立した事業者であること並びにA社は業務委託料を請求者に支払うことが記載されている。

また、C社の事業主は、請求者について、業務委託であるため厚生年金保険に加入させていない旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

さらに、請求者が勤務先であったとするB社の事業主は、電子メールの記録により、請求者は、請求期間において当社で働いていたと思われるが、A社と請求者との業務委託契約に基づいたものであった旨回答している。

加えて、請求者から提出された令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（訂正申告）（控）の写しにおいて、収入金額等については、事業（営業等）の欄に64万円と記載されているが給与の欄に金額の記載はなく、社会保険料控除の欄にも金額の記載はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。